

Food Japan2024 出展業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月
姫路市

1 募集の概要

(1) 目的

姫路市（以下「本市」という。）では、兵庫県より指定を受けた12業種の地場産業の振興や、播磨圏域連携中枢都市圏構想を推進する播磨地域8市8町で連携し、地域ブランド「醸す 造る 播磨」として、多彩な播磨の地場産品の産地・商品のブランド化、高付加価値化に取り組むなど、地域産業の振興を図っているところである。

それらの取組に加え、令和3年度に地域再生計画「東京の大学生と連携中枢都市の大学、高校生による都市のイメージアップと地場産品の販路拡大」（以下「地域再生計画」という。）を策定し、播磨地域のイメージアップや地場産品の販路拡大事業に取り組んでおり、令和6年度においては、シンガポールにおいて地場産品の輸出拡大を目的としたプロモーションを実施することとしている。

(2) 業務名

Food Japan2024 出展業務（以下「本業務」という。）

(3) 業務内容

別紙「Food Japan2024 出展業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

※ 要求水準書は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルにより提案を受け、契約候補者を決定し、仕様を変更した後、契約締結を行うものとする。

なお、契約候補者となった後に、変更する業務内容については、本市と契約候補者との協議の上、定めることとする。

(4) 業務期間

委託契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 参加表明者は法人に限る。

(2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(4) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「イベント企画演出、会場設営」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

(5) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

- (6) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
- ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (10) 平成29年4月1日以後に完了した、国や地方公共団体又はこれに準ずる団体（公共法人等）が発注した国外での展示会への出展業務や商談会の開催業務の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課中小企業担当（以下「産業振興課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2513

FAX (079) 221-2508

E-mail: sankou@city.himeji.hyogo.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）5月20日から 令和6年（2024年）7月12日（予定）まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	産業振興課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

内容	期日等
公告及び要求水準書等の公表	令和6年5月20日（月）
参加表明手続きの書類提出の受付期限	令和6年5月30日（木）午後4時
参加資格確認結果の通知	令和6年6月 4日（火）
プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年6月11日（火）午後4時まで
プロポーザルに関する質問への回答	令和6年6月14日（金）正午以降
提案資料提出期限の受付期限	令和6年6月25日（火）午後4時まで
提案内容のヒアリング	令和6年7月 2日（火）（予定）
契約候補者の特定	令和6年7月 5日（金）（予定）
契約候補者の通知	令和6年7月 8日（月）（予定）
契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年7月12日（金）（予定）

5 参加表明手続き及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続きを行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 業務実績調書（様式第2号）
- (ロ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (ハ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）
- (ニ) 関連企業等申告書（様式第3号）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続きに必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書 等配布期間	令和6年（2024年）5月20日から 令和6年（2024年）5月30日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	産業振興課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び 提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用 すること。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027642.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

産業振興課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年5月28日（火）午前9時から同月30日（木）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年6月4日（火）に電子メールにて参加資格確認通知書を送付する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年6月11日（火）正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により産業振興課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は行わない。

7 実施要領及び要求水準書に関する質問の受付・回答

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第4号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式は **Microsoft Excel** とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

sankou@city.himeji.hyogo.jp

エ 提出期限

令和6年6月11日（火）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年6月14日（金）正午以降

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027642.html>)

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が第10項各号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「Food Japan2024 出展業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027642.html>)

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第6号～8-6号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

産業振興課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年6月21日（金）午前9時から6月25日（火）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、企画提案に対して質問を行う。質問に対して、簡潔に回答すること。質問回答において、新たな提案は認めない。

(3) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、Food Japan2024 出展業務委託審査委員会において実施する。

ウ Food Japan2024 出展業務委託審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準
ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	・要求水準書を踏まえたうえで、効果的な人員配置体制となっているか。	10点
業務実績	・平成29年4月1日以後に完了した、国や地方公共団体又はこれに準ずる団体（公共法人等）が発注した国外での展示会への出展業務や商談会の開催業務の履行実績を元請として有しているか。（参加表明の際に示したのも1件としてよい。） （契約ごとに1件として、1件あたり2点、最大5件）	10点
企画内容	・出展ブースは来場者の集客が期待できるデザインを考えているか。	5点
	(1) Food Japan2024 ・出展を想定している商品とマッチングする現地バイヤーや飲食事業者等をどのように選定し、招待するのか。 ・招待する見込みの現地バイヤーや飲食事業者等の属性、人数は適切か。（※属性とは、路線（高級志向など）、主な取引先などを想定）	20点
	(2) 現地プロモーション ・会場の設定について、Food Japan2024会場からの移動距離や、収容人数、会場の属性（ホテル、レストラン、イベント施設等）についての考え方は適切であるか。	5点
	・プロモーションで使用する商材とマッチングする現地バイヤーや飲食事業者等の属性、人数は適切か。（※属性とは、路線（高級志向など）、主な取引先などを想定）	20点
	(3) その他プロモーション ・提案内容は、地域再生計画に記載されているKPI（プロモーション、商談会による契約成立件数）の達成に向けて効果的であるか。	5点
(4) 実施スケジュール ・期間内に無理なく業務遂行できる実施スケジュールであるか	5点	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.80
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.60
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.40
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.20

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式9に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。

$$20 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{全提案中最低の受託希望金額}}{\text{提案者が示す受託希望金額}} \right)$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の合計点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

エ 契約候補者の特定は、令和6年7月5日（金）を目途に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、別途指定する期日までに、本件業務の見積書を産業振興課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年7月12日（金）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約

を締結する。

- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により産業振興課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第217号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。